

団体定期保険年金払特約

(昭和59年6月5日制定)

(令和2年4月1日改正)

日本生命保険相互会社

(この特約の趣旨)

この特約は、団体定期保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険金等を年金の方法により支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主契約の締結もしくは更新の際または主契約の継続中に、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

2 主契約の締結後、この特約を主契約に付加して締結したときは、当会社は、新たな保険証券を交付しません。

(年金基金の設定)

第2条 この特約を付加した主契約について保険金等の支払事由が生じたときは、その保険金等の受取人は、保険金等の一時受け取りに代えて、当会社の定めるところにより、当会社の定める書類（別表）を提出して、保険金等の全部または一部を年金基金に充当して年金の方法で受け取ることを請求できます。

2 年金基金が設定されたときは、年金支払証書を発行します。

3 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人は、別個に年金基金を設定することができるものとします。

(年金受取人)

第3条 年金受取人は、年金基金に充当される保険金等の受取人とします。

2 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金基金の設定時に、その年金基金に関わる保険契約者の権利義務のすべてを承継するものとします。

3 年金受取人は、年金基金設定日以後第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）前に限り、当会社の承諾を得て、年金基金に関わる権利義務のすべてを他の者に承継させることができます。この場合、保証期間付終身年金においては、年金額を更正します。

4 前項の変更をしたときは、年金支払証書に裏書します。

(年金の種類)

第4条 この特約の年金の種類は、次のとおりとします。

(1) 保証期間付終身年金

あらかじめ定めた保証期間中およびその後の年金受取人の生存期間中、年金を支払います。ただし、年金受取人が法人の場合には、保証期間経過後の年金は、年金基金設定の際、当会社の定める範囲内で法人が指定した者の生存期間中、支払うものとします。

(2) 確定年金

あらかじめ定めた年金支払期間中、年金を支払います。

(年金の型)

第5条 この特約の年金の型は、次のとおりとします。

(1) 定額型

第2回以後の年金額は、第1回の年金額と同一とします。

(2) 逓増型

あらかじめ定めた方法により、毎年または一定年数ごとに、年金額が逓増します。

(年金支払日)

第6条 年金支払開始日は、当会社の定めるところにより、年金基金の設定の際に定めます。

2 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の毎年の応当日とします。

(年金の種類・型、年金支払開始日その他年金支払の内容等の選択)

第7条 年金受取人が選択できる年金の種類・型、年金支払開始日その他年金支払の内容等は、当会社の定めるところにより、保険契約者と当会社が協議して定めます。

2 年金受取人は、年金基金の設定の際、前項で定めた範囲内で、年金の種類・型、年金支払開始日その他年金支払の内容等を選択してください。

(年金額の計算)

第8条 年金額は、年金基金の設定時における当会社の定める率により計算します。

(年金の支払)

第9条 年金は、年金受取人が選択した年金の種類・型、年金支払開始日その他年金支払の内容等に基づき、年金支

払日に年金受取人に支払います。

(年金の分割支払)

第10条 年金受取人の請求があったときは、当会社の定めるところにより、当会社は、1年分の年金額を等分して支払います。この場合、当会社の定める利率により計算した利息を支払います。

- 2 前項の場合、保証期間付終身年金において年金受取人（年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が保証期間経過後に死亡した場合には、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその死亡時の相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）に支払います。この場合、その年金受取人の年金に関する権利は消滅します。

(年金の請求手続、支払時期および支払場所)

第11条 年金受取人は、年金支払日が到来したときは、すみやかに当会社の定める書類（別表）を提出して年金を請求してください。

- 2 年金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本店で支払います。
- 3 前条第1項の規定により年金を分割して支払う場合、前項の規定の適用にあたっては、「その請求に必要な書類が当会社に到着した日」は「等分した年金額に対応する年金支払日、半年ごとの応当日または3か月ごとの応当日」と読み替えます。
- 4 年金を支払うために確認が必要な次の各号に定める場合において、この特約の締結時から年金の請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ各号に定める事項の確認を行います。この場合には、第2項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 保証期間付終身年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
年金受取人（年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）の生存または死亡
 - (2) 主契約に適用される普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める重大事由に該当する可能性がある場合
保険契約者もしくは年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者を含みます。以下、本号において同じ。）が主約款第29条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤のいずれかに該当する事実の有無または保険契約者もしくは年金受取人のこの特約を締結する目的もしくは年金の請求の意図に関するこの特約の締結時から年金の請求時までにおける事実
- 5 前項の場合、当会社は、その年金受取人に通知します。
- 6 第4項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者または年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者を含みます。）が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。
- 7 前5項の規定にかかわらず、保険契約者が他の生命保険会社（以下「他社」といいます。）と団体定期保険契約を締結している場合には、他社の年金の支払時期および支払場所に関する規定により年金の支払を行うことを、あらかじめ保険契約者と当会社との協議で定めることができます。

(年金の一括支払)

第12条 年金受取人は、年金の種類および請求の時期に応じて、将来の年金の支払に代えて、次の金額の一括支払を請求することができます。

- (1) 保証期間付終身年金

(ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前
請求時における年金基金の価額

- (イ) 保証期間中

残存保証期間に対応する未払年金の現価。この場合、一括支払を行ったときでも保証期間経過後の年金はそのまま存続します。

- (2) 確定年金

(ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前
請求時における年金基金の価額

- (イ) 年金支払期間中

残存支払期間に対応する未払年金の現価

- 2 年金基金の価額を支払ったときまたは確定年金において未払年金の現価を支払ったときは、その年金受取人の年金に関する権利は消滅します。

- 3 第1項の場合、年金受取人は、当会社の定める書類（別表）を提出してください。この場合、前条の規定を準用します。

(年金受取人の死亡)

第13条 年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が死亡したときは、

その死亡時の相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）に、次の金額を支払います。

(1) 保証期間付終身年金

(ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前

死亡時における年金基金の価額

(イ) 保証期間中

残存保証期間に対応する未払年金の現価

(2) 確定年金

(ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前

死亡時における年金基金の価額

(イ) 年金支払期間中

残存支払期間に対応する未払年金の現価

2 前項の場合、その年金受取人の年金に関する権利は消滅します。

3 第1項の場合、年金受取人の死亡時の相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）は、当社の定める書類（別表）を提出してください。この場合、第11条（年金の請求手続、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

（年金受取人の相続人の代表者）

第14条 年金受取人が死亡した場合（第13条）に、年金受取人の相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は他の相続人を代理するものとします。

2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、当社が相続人の1人に対してした行為は、他の相続人に対しても効力を生じます。

（年金の種類・型、年金支払開始日その他年金支払の内容等の変更）

第15条 保険契約者は、当社の定めるところにより、年金受取人が選択できる年金の種類・型、年金支払開始日その他年金支払の内容等を変更することができます。ただし、すでに設定されている年金基金については、本条の変更がなかったものとして取扱います。

2 年金受取人は、年金基金設定日以後年金支払開始日前に限り、当社の定めるところにより、保険契約者と当社が協議して定めた範囲内で、年金の種類・型、年金支払開始日その他年金支払の内容等を変更することができます。

3 前項の場合、年金受取人は、当社の定める書類（別表）を提出してください。

4 第2項の変更をしたときは、年金支払証書に裏書します。

（社員配当金）

第16条 当社は、毎事業年度末において、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金の中から、当社の定める方法により、社員配当金を計算します。

2 前項により計算した社員配当金は、次に定めるところにより支払います。

(1) 年金基金設定日以後年金支払開始日以前の社員配当金は、次の事業年度における年金基金設定日の年単位の応当日から当社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年金受取人の請求があったときまたはその年金受取人の年金に関する権利が消滅したとき（第12条・第13条）に年金受取人（年金受取人が死亡したときは、その死亡時の相続人）に支払い、また、年金支払開始日が到来したときは年金基金に繰り入れ年金額を増額します。ただし、年金支払開始日後の社員配当金の支払方法が第2号(ウ)に定める方法で、年金受取人からあらかじめ申出があった場合には、本号の社員配当金は年金支払開始日後の社員配当金とともに引き続き積み立てます。

(2) 年金支払開始日後の社員配当金は、保険契約者と当社との協議（第7条）の範囲内で年金受取人が選択した次のいずれかの方法で支払います。

(ア) 年金とともに支払う方法

次の事業年度の年金支払日に支払う年金とともに年金受取人に支払います。ただし、保証期間付終身年金において年金の一括支払（第12条）が行われている場合には、残存保証期間中に支払われるべき社員配当金は、次の事業年度の年金支払日から当社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年金受取人の請求があったときもしくは年金受取人（年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が死亡したとき（第13条）に年金受取人（年金受取人が死亡したときは、その死亡時の相続人）に支払い、または保証期間経過後の最初の年金の支払の際に年金受取人に支払います。

(イ) 年金の買増にあてる方法

次の事業年度の年金支払日に次に定める年金（以下「増加年金」といいます。）を買い増します。ただし、主たる年金が保証期間付終身年金の場合で、年金の一括支払（第12条）が行われているときには、残存保証期間中に支払われるべき社員配当金は、次の事業年度の年金支払日から当社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年金受取人の請求があったときもしくは年金受取人（年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が死亡したとき（第13条）に年金受取人（年金受取人が死亡したときは、その死亡時の相続人）に支払い、または保証期間経過後の最初の年金の支払の際に年金の買増にあてます。

- ① 主たる年金が保証期間付終身年金の場合
 - a 増加年金の年金の種類は、主たる年金の保証期間中は残存保証期間を保証期間とする保証期間付終身年金とし、主たる年金の保証期間経過後は終身年金とします。
 - b 増加年金の年金の型は、定額型とします。
 - c 増加年金は、主たる年金とともに支払います。
 - d 主たる年金が一括支払されたとき（第12条）は、その時まで買い増しされた増加年金についても、その残存保証期間に対応する未払年金の現価を年金受取人に支払います。
 - e 年金受取人（年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が死亡したとき（第13条）には、その時まで買い増しされた増加年金も、その残存保証期間に対応する未払年金の現価をその死亡時の相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）に支払います。
- ② 主たる年金が確定年金の場合
 - a 増加年金の年金の種類は、確定年金とし、その支払期間は主たる年金の残存支払期間と同一とします。
 - b 増加年金の年金の型は、定額型とします。
 - c 増加年金は、主たる年金とともに支払います。
 - d 主たる年金が一括支払されたとき（第12条）、または年金受取人が死亡したとき（第13条）には、その時まで買い増しされた増加年金も、その未払年金の現価を年金受取人（年金受取人が死亡したときは、その死亡時の相続人）に支払います。
- (ウ) 利息をつけて積み立てる方法
次の事業年度の年金支払日から当会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年金受取人の請求があったとき（この場合、当会社の定める書類（別表）を提出してください。）またはその年金受取人の年金に関する権利が消滅したとき（第12条・第13条）に年金受取人（年金受取人が死亡したときは、その死亡時の相続人）に支払います。
- 3 年金受取人は、年金支払開始日前であれば、当会社の定めるところにより、当会社の定める書類（別表）を提出して、前項第2号の社員配当金の支払方法を変更することができます。
- 4 本条の社員配当金の支払時期および支払場所については、第11条（年金の請求手続、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

（特約の解約）

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。ただし、すでに設定されている年金基金は、存続するものとします。

（特約の消滅）

第18条 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。ただし、すでに設定されている年金基金は、存続するものとします。

（年齢の計算）

第19条 年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。

（年齢または性別の誤りの処理）

第20条 保証期間付終身年金の年金受取人（年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）の年齢または性別に誤りがあった場合には、当会社の定める方法で処理します。

（時効）

第21条 年金、社員配当金その他この特約に基づく諸支払金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

（特約の更新）

第22条 この特約は、主契約の更新の際、保険契約者または当会社が別段の通知をしない限り、主契約とともに更新されます。

（主約款の規定の準用）

第23条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。ただし、主約款第29条（重大事由による解除）を準用し、解除された部分に関し年金を支払わないときは、当会社は、第12条（年金の一括支払）に定める年金基金の価額または未払年金の現価をその年金受取人に支払います。

別表 請求書類

項目	必要書類
年金基金の設定 (第2条)	(1) 当会社所定の請求書 (2) 年金基金に充当される保険金等の請求書類 (ただし、保険金等の支払請求書は除きます。)
年金の請求 (第11条)	(1) 当会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
年金の一括支払 (第12条)	(1) 当会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
年金受取人の死亡 (第13条)	(1) 当会社所定の請求書 (2) 年金受取人の除籍の記載のある戸籍謄本 (3) 年金受取人の死亡時の相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書
年金支払の内容の変更 (第15条)	(1) 当会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
積立配当金の請求 (第16条)	(1) 当会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金支払証書
社員配当金の支払方法の変更 (第16条)	(1) 当会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金支払証書

(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。